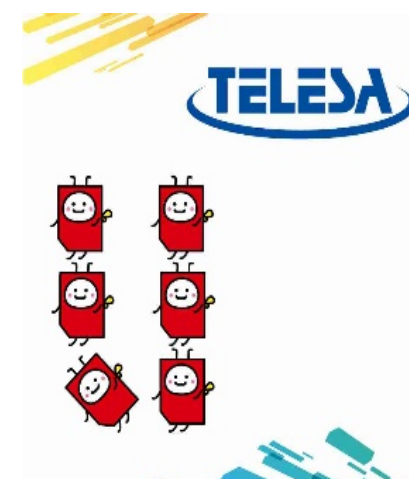


「将来原価方式」による算定の在り方 論点に対する意見

2019年5月14日
一般社団法人テレコムサービス協会
MVNO委員会



(1) 対象機能

論点

- 二種指定制度では、音声伝送交換機能、データ伝送交換機能、MNP転送機能及びSMS伝送交換機能の4つのアンバンドル機能が設定されている
- MNOとMVNOとの公正競争確保の観点から、「将来原価方式」による算定の対象はデータ伝送交換機能のみとすることでよいか(①)、また、一種指定制度のように「将来原価方式」による算定の対象とどうかを指定事業者の判断に委ねるのではなく、必須とすることでよいか(②)

意見

- ① MNOとMVNOとの公正競争確保の観点、また一種指定制度と同様に、今後相当の需要(トラフィック増等)が見込まれる役務を適用対象とする観点から、現時点では「データ伝送交換機能」のみを「将来原価方式」による算定の対象とすることでよいと考えます。
- ② 一種指定制度と異なり、認可制でなく届出制であること、資本関係のない二種指定事業者が複数存在することを踏まえ、二種指定事業者ごとに「将来原価方式」による算定の対象に相違がでないよう、算定の対象を予め指定しておくことが適当と考えます。

(2) 予測値の算定方法

論点

- 具体的な予測値の算定方法について、一種指定制度では、一義的には指定事業者の経営判断に委ねられている
- 二種指定制度は、一種指定制度とは異なり認可制ではなく届出制であること、対象事業者が複数存在することを踏まえ、**具体的な予測値の算定方法を予め定める必要があるか(①)、定めることとする場合、どのような方法とすることが適当か(②)**

意見

- ① **二種指定事業者共通の予測値の算定方法や考え方について、一定程度、予め定めておくことが望ましい**と考えます。

<理由>

- 認可制でなく届出制のため、予測値の適正性や妥当性について、事前に第三者がチェックできる仕組み等が十分でない
- 指定事業者ごとに全く異なる算定方法や考え方で予測値の算定がなされると、指定事業者間の相互比較さえできないおそれ

一方で、予測値の算定方法や考え方を予め定めるにあたっては、**一種指定制度では一種指定事業者の経営判断に委ねられていることによって、自己の責任のもと適正な予測接続料を算定しようとする姿勢が生じると考えられるところ、予め定める内容如何では、二種指定事業者における、そういった姿勢を薄れさせてしまうおそれがある**という点に留意が必要と考えます。

そのため、**予測と実績の乖離を極小化することを大前提に、算定方法の透明性や検証可能性の確保に配慮しつつも、自社の中期計画で採用している方法等、二種指定事業者の実態にも見合ったものであることが望ましい**と考えます。

- ② **予測値の算定方法としては、例えば、以下の方法が考えられます**。なお、一種指定制度と同様、**予測値の算定対象は、「設備管理運営費」「正味固定資産価額」「需要」を想定**しております。

<例>

- 二種指定事業者それぞれにおける現状の予測値の算定方法等を確認し共通的で妥当なものを採用
- 一種指定制度で採用している予測値の算定方法をベースとしつつ、モバイルの特性に応じてカスタマイズ など

論点(続き)

- 例えば、次のような事項を予め定めることについて、どう考えるか
 - ①算定における事業計画の使用
 - ②費用区分、資産区分ごとの算定
 - ③精度の高い算定の確保
 - ④算定方法の検証・見直し

意見

- ① MNOとMVNOとの間の同等性の観点から、予測値の算定について、二種指定事業者が策定する事業計画を用いて行うことは有効であると考えます。
- ② 精緻な予測値を算定する観点から、費用区分ごと・資産区分ごと、また可能な範囲でさらに細分して予測値を算定することは有効であると考えます。
- ③ 「将来原価方式」による算定において、予測と実績の乖離を極小化することが最も重要と考えますので、精度の高い算定が確保されるよう措置いただくことは必要と考えます。
- ④ 接続料算定の適正性・透明性向上の観点から、算定根拠とともに、予測値の算定方法についても、審議会への報告等の仕組みのなかで、その適正性を検証し、必要に応じて見直しを行うことを、毎年度繰り返し行っていくことは重要と考えます。

(3) 予測値の算定期間等

論点

- 「将来原価方式」による接続料の**算定期間、算定頻度について、検討することが必要ではないか**
- 「将来原価方式」は、当年度の接続料に関する予見性が向上する、キャッシュフロー負担が軽減する等のメリットがあるとともに、将来の複数年度の接続料が算定される場合には、予見性の一層の向上が期待されるものであるところ、**例えば、予測値の算定期間を単年度ではなく複数年度とすることについて、どう考えるか(①)**
- 他方、移動通信分野については、技術の進展等、接続料の算定に関する環境が今後も変化していくものと想定されること、一種指定制度では3年から4年の算定期間が設定されていたことを踏まえ、**例えば、予測値の算定期間を3年とし、かつ、3年度分の予測の算定を毎年度繰り返すこととすることについて、どう考えるか(②)**

意見

- ① MVNOにおける予見性の一層の向上の観点、またMNOとMVNOとの間の同等性確保の観点から、**予測値の算定期間について複数年度とすることが望ましい**と考えます。
- ② 会社が策定する中期計画の期間は、一般的に3～5年程度であり、また多くの事業者は、数年先までの設備投資額、費用、需要等を計画(予測)したうえで事業展開しているものと考えます。
その点を踏まえつつ予測精度等を勘案すると、**「将来原価方式」による接続料の算定期間は、例示のとおり「3年分」程度が妥当**ではないかと考えます。
また、**算定頻度については**、認可制で、また「将来原価方式」による接続料算定の運用実績が長い一種指定制度と異なり、二種指定制度においては、接続料算定根拠の審議会への報告等が開始されたばかりであること等を踏まえ、そこで顕在化した事項や市場環境変化等を適時に反映できるよう、**例示のとおり「3年度分の予測の算定を毎年度繰り返すこととすること」が望ましい**と考えます。

論点(続き)

- また、接続料の届出時期について、現在は年度末に届出がなされているところ、MVNOの予見性のさらなる向上の観点から、これを早めることについて検討することが必要ではないか

意見

MVNOの予見性のさらなる向上の観点から、接続料の届出時期等の早期化は、引き続き強く望まれます。

まずは、二種指定事業者における現状の算定プロセスを改めて検証のうえ、その早期化を促していくことが必要と考えます。

なお、検討にあたって、「実績原価方式」と異なり、「将来原価方式」においては、接続料算定(予測と実績の乖離による差額の調整を行う場合、その算定)の基礎となる実績算出の期間を如何に早めることができるかの観点に加え、より最新の予測値でもって接続料算定できるかといった観点も必要になると考えます。

<イメージ>

- 接続料の届出について、二種指定事業者における、より最新の予測値が反映されつつ、一定程度MVNOの予見性を確保できるタイミングでの実施【第4四半期の早い段階】
- (精算を前提とする場合の)実績算出について、MVNOにおける当年度の業績予想や予算執行を修正できるタイミングでの実施【第3四半期の早い段階】
- 接続料水準に影響を及ぼしうる事項が生じた場合、MVNOに対し、できる限り早く適時に情報提供 など

(4) 予測と実績の乖離の調整

論点

- 予測と実績の乖離による差額について、①調整するかしないか、②調整する場合、「精算」により調整するか「乖離額調整」により調整するか

意見

- ① 「将来原価方式」による算定において、**予測と実績の乖離を極小化することが最も重要**と考えます。
仮に予測と実績の乖離による差額を調整する場合は、二種指定事業者による届出の際に、予測と実績の乖離による差額が生じた具体的な要因について明示・開示することを必須とすることが必要と考えます。
- ② **企業会計の観点からは、予測と実績の乖離による差額が生じると判明した時点で、当該年度の会計に反映させるのが原則**との認識であり、また**MVNO間の公平性の観点からも、「精算」による調整のほうが望ましい**と考えます。

前提として、予測と実績の乖離の極小化、実績算出の早期化、二種指定事業者からのMVNOに対する適時の情報提供等の実現が何より重要と考えますので、まずは、**それらの制度設計等**を行った上で、それを踏まえ「精算」による調整と「乖離額調整」による調整それぞれについて**具体的な運用イメージを共有等し、検討していくことが必要**と考えます。

※業界団体の立場としては、会計原則やMVNO間の公平性を重視するスタンスであるが、MVNO個社においては、その事業規模や運営手法等により、スタンスが異なる場合がある

(5) 原価等算定の精緻化

論点

- 接続料の算定方法について、これまで、「利潤」については累次の見直しが行われてきたが、「原価」、「需要」については、必ずしも十分な見直しが行われてきたとは言えない。「将来原価方式」への移行の検討に併せて、**「原価」や「需要」の算定について、さらなる精緻化の観点から検討すべき事項はないか**

意見

そもそも外部にて検討・検証を行うにはデータが少ないため、まずは**現状の接続料算定根拠等にかかるデータについて可能な限り公開いただくことが必要**と考えます。

併せて、「第20回接続料の算定に関する研究会(2019年4月24日開催)」の論点整理資料において**検討課題例として示された事項等について検討を進めていただくことは重要**と考えます。

<検討課題例(抜粋)>

- 役務間の費用配賦の実態を検証し、所要のルール整備を行う
- 費用抽出の実態を検証し、所要のルール整備を行う
- 「需要」算出方法の実態を検証し、所要のルール整備を行う
- 実トラヒックの報告・公表について検討する

一般社団法人テレコムサービス協会

MVNO委員会

MVNO事業に関する情報収集、調査・研究 等)

◆構成員 : 53社 (2019年4月現在)

運営分科会

- MVNO委員会の運営に関する事項の検討
- MVNOに関する課題の抽出、問題点の分析・整理
- 抽出された課題の解決方策案の検討
- MVNOに関する政策提言等の案の検討

消費者問題分科会

- 消費者問題全般についての情報共有
- 消費者問題に関する課題の抽出、問題点の分析・整理
- 抽出された課題の解決方策案の検討
- 消費者問題に関する政策提言等の案の検討

不払者情報交換連絡部会

- 未払のある加入者の情報交換
- 不払者情報交換への加入 等

MVNOの実効速度に関するTF

- MVNOの実効速度計測手法及び広告表示提案等

- (株) アイ・オー・データ機器
- (株) アクセル
- あくびコミュニケーションズ (株)
- (株) 朝日ネット
- イオンリテール (株)
- (株) インターネットイニシアティブ
- (株) インテック
- NECネットエスアイ (株)
- NTTコミュニケーションズ (株)
- (株) NTTPCコミュニケーションズ
- (株) NTTぷらら
- (株) 愛媛CATV
- (株) ALL Rise Group
- 兼松コミュニケーションズ (株)
- 近鉄ケーブルネットワーク (株)
- (株) オプテージ
- (株) コスモネット
- (株) Jストリーム
- GMOインターネット (株)
- (株) シー・ティー・ワイ
- シネックスインフォテック (株)
- シャープ (株)
- (株) ジュピターテレコム
- (株) 情報通信総合研究所
- スターネット (株)
- スマートモバイルコミュニケーションズ (株)
- ソニーネットワークコミュニケーションズ (株)
- SORAシム (株)
- (合) DMM.com
- TIS (株)
- (株) テレコムスクエア
- (株) TOKAIコミュニケーションズ
- トランスコスモス (株)
- (株) ドリーム・トレイン・インターネット
- ニフティ (株)
- (一社) 日本ケーブルテレビ連盟
- 日本通信 (株)
- (株) ハイホー
- (株) 光通信
- (株) 日立システムズ
- ビッグロブ (株)
- 富士通 (株)
- 華為技術日本 (ファーウェイ・ジャパン)
- (株) フォーバルテレコム
- フリービット (株)
- 三菱電機インフォメーションネットワーク (株)
- (株) メディエーター
- (株) U-NEXT
- LINE (株)
- LINEモバイル (株)
- 楽天モバイル (株)
- (株) ラネット
- (株) レキオス